

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分	
		前年度からの 繰越未決	本年度の 起 訴	計	有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た も の の 人 員	有罪に係る人員及び金額			
										人 員	金 額		
申告所得税	外	1	-	1	1	-	-	-	1	内	1	12,000	申告所得税
	内	-	-	-	-	-	-	-	-	人(社)	1	-	
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	内	-	-	法人税
	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他	外	-	2	2	-	-	-	2	-	内	-	-	その他
	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計	外	1	2	3	1	-	-	2	1	内	1	12,000	合 計
	内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

調査期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外 1	第 159 条	外 -	脱税犯規定	外 -
第 243 条 (平成 22 年度 改正前の 244 条を含む。)	外 -	第 163 条 (平成 22 年度 改正前の 164 条を含む。)	外 -	両罰規定	外 -
合 計	外 1	合 計	外 -	合 計	外 -

- (注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。
 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区分		酒税							揮発油税及び地方揮発油税				石油ガス税			区分		
		免許者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計				
		酒類製造	酒類販売業者															
要件処理数	前年度から繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度から繰越処理未済	要件処理数
	検挙	外	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	検挙	
処理済件数	通告処分	外	-	-	2	2	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	処理済件数
	告発	収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収税官吏	
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	その他	
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分	
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発	
	処分権消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分権消滅	
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数	
犯則に係る額	外	千円	千円	千円	千円	-	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る額	
通告処分罰科金相当額	外	-	-	20	20	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分罰科金相当額	
		外	-	-	81	81	-	81	-	-	-	-	-	-	-	-		

調査対象等：平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

(注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況 (続)

区分			石油石炭税			たばこ税及びたばこ特別税				印紙税	航空機燃料税	電源開発促進税	合計	区分		
			ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	たばこ特別税分							
要件処理数	前年度からの未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの未済	要件処理数	
	検挙	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	検挙		
処理済件数	通告処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	通告処分	処理済件数	
	告発	収税官吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		告発
		その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通知処分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通知処分		
	不告発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不告発		
	処分権消前減	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処分権消前減		
本年度未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未済件数			
犯則に係る額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯則に係る額			
通罰金相当分額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20 81	通罰金相当分額			

調査対象等：平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

- (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区分	酒 税				揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分		
	免 許 者 酒類等 製造者	酒類販 売業者	非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯			計	
要 履 行 件 数	前年度からの 繰越履行未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度からの 繰越履行未済	要 履 行 件 数
	通告処分	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告処分	
	計	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
履 行 等 件 数	通告不履 行	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履 行	履 行 等 件 数
	通告後 消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後 消滅	
	通告履 行	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告履 行	
	計	外	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	計	
本 履 行 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 履 行 未 済 件 数	
通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	20	通 告 履 行 罰 科 金 額 相 当
	外	-	-	81	81	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	81	

調査期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

2 「揮発油税」には地方揮発油税を含む。

3 税関分は含まない。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮 発 油 税		地 方 揮 発 油 税		石 油 ガ ス 税		石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第27条第1項第1号	-	第15条第1項第1号	-	第27条第1項第1号	-	第23条第1項第1号	-	第27条第1項第1号	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-
第 27 条 第 3 項	-	第 15 条 第 3 項	-	第 27 条 第 3 項	-	第 23 条 第 3 項	-	第 27 条 第 3 項	-
第 28 条 第 1 号	-	第 16 条 第 1 項	-	第 28 条 第 1 号	-	第 24 条 第 1 号	-	第 28 条 第 1 号	-
〃 第 2 号	-			〃 第 2 号	-	〃 第 2 号	-	〃 第 2 号	-
〃 第 3 号	-			〃 第 3 号	-	〃 第 3 号	-	〃 第 3 号	-
〃 第 4 号	-			〃 第 4 号	-	〃 第 4 号	-	〃 第 4 号	-
〃 第 5 号	-			〃 第 5 号	-	〃 第 5 号	-	〃 第 5 号	-
〃 第 6 号	-			〃 第 6 号	-	第 25 条 第 1 項	-	第 29 条 第 1 項	-
第 29 条 第 1 項	-			第 29 条 第 1 項	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

た ば こ 特 別 税		印 紙 税		航 空 機 燃 料 税		電 源 開 発 促 進 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第21条第1項第1号	-	第21条第1項第1号	-	第19条第1項第1号	-	第 12 条 第 1 項	-
〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第2号	-	〃 第 3 項	-
第 21 条 第 3 項	-	第 22 条 第 1 号	-	第 19 条 第 3 項	-	第 13 条 第 1 号	-
第 22 条 第 1 号	-	〃 第 2 号	-	第 20 条 第 1 号	-	〃 第 2 号	-
〃 第 2 号	-	〃 第 3 号	-	〃 第 2 号	-	第 14 条 第 1 項	-
第 23 条 第 1 項	-	〃 第 4 号	-	第 21 条 第 1 項	-		
		第 23 条 第 1 号	-				
		〃 第 2 号	-				
		〃 第 3 号	-				
		第 24 条	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

調査期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日

- (注) 1 この表は、「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。
 3 外書の括弧書きは、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。